

Q&A

Q1 ルールを守らないごみや不法投棄があった場合は、どうするのですか。
A1 職員による立ち番やパトロール等の対策を行いますので、資源循環課にご連絡ください。

Q2 指定収集袋を使っていない場合、ごみは置いていくのですか。
A2 公平性を確保するため、回収できません。

Q3 有料化の家庭での負担はどのくらいですか。
A3 3人世帯を想定した場合、1世帯当たりひと月の負担は500円程度と試算しております。

Q4 有料化の料金はどうやって支払うのですか。
A4 指定収集袋の購入をもってお支払いいただきます。

Q5 有料化の料金の使い道は何ですか。
A5 指定収集袋作成の費用や、ごみ減量資源化に関する施策に使用するほか、ごみ処理施設の整備費用に充ててまいります。

Q6 戸別収集は実施するのですか。
A6 有料化と同時の実施はありません。有料化を実施後、一定期間の検証を行い、判断します。

Q7 燃えないごみ(有料)と危険・有害ごみ(無料)の違いは何ですか。
A7 燃えないごみは、小型(50センチ未満)の家電製品、割れていない陶器類やガラス製品、飲食用以外のカン・ビン、金物等になります。
 危険・有害ごみは蛍光灯、乾電池、体温計、スプレーカン、カセットボンベ、割れたビン・コップ・陶磁器・鏡・板ガラス、刃物類になります。取扱上危険なものや、有害物質が含まれているものになります。

Q8 収集日の変更はありますか。
A8 製品プラスチックの収集日が追加になりますが、その他の品目については変更ありません。収集日カレンダーは平成26年12月中旬に全戸に配布する予定です。

Q9 燃やすごみ、燃えないごみ、製品プラスチック以外のごみは、どうやって出すのですか？
A9 いままでと同じように出してください。ごみを出す場所も変わりません。

臨時ごみの料金改定(平成27年4月1日から)

臨時ごみとは、家庭系ごみのうち、引越しや片付けで臨時的に大量に出るごみ(40Lまたは45L相当のポリ袋で5袋または5束を超える場合)で、クリーンセンターに収集を依頼したり、直接持ち込むことができます。いずれも予約制です。

収集 1立方メートルにつき
4,200円

持込 100kg以下は500円
100kg超については
10kgごとに200円加算

※指定収集袋での排出はできませんのでご注意ください。

分け方・出し方の パンフレットを 全戸配布します。

家庭系ごみ有料化開始の前に、ごみと資源物の分け方出し方や、50音順の検索一覧表、指定収集袋等を掲載したパンフレットを、全戸に配布する予定です。

鎌倉市 環境部 資源循環課
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

有料化に関するお問い合わせ 電話:38-1227
 製品プラスチックに関するお問い合わせ 電話:61-3396

古紙配合率
100%再生紙を
使用しています



平成27年4月1日から

家庭系ごみ有料化

平成27年1月15日から

製品プラスチックの 分別収集開始

●ごみ減量の現状と課題

市では、循環型社会を構築するため、市民・事業者の皆さんと連携・協働して3R(発生抑制・再使用・再生利用)を進めてきた結果、ごみの焼却量は、平成25年度には約36,600トンにまで減少しました。

しかし、今泉クリーンセンターが老朽化などにより平成27年3月で焼却を停止するため、ごみの焼却量を、名越クリーンセンターで焼却可能な30,000トン以下にすることが喫緊の課題です。

家庭系ごみ有料化とは？

有料化とは、市が定めた有料の指定収集袋を購入し、それを使ってごみを出す方法です。ごみを減らした人の費用負担が減るので、ごみの減量にこれまで以上に意識が働き、ごみの発生抑制や、ごみ処理経費の負担の公平化が図られます。

さらなるごみの減量と将来に向かって、安定的なごみ処理体制を確立するために必要な施策となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

有料化するごみの品目は？

燃やすごみ



燃えないごみ



どうやって出すの？



指定収集袋に入れて、
出して下さい

※ごみを出す場所・回数は、
いままでと変わりません。

指定収集袋の値段は？

大きさ	1セット	1枚あたり
5L袋(S)	100円	10円
10L袋(M)	200円	20円
20L袋(L)	400円	40円
40L袋(LL)	800円	80円

どこで買えるの？

市内のスーパー、コンビニ、
ドラッグストア等での販売
を予定しています。

※袋の大きさは4種類です。10枚1セットで販売します。
 ※価格は税込です。

※詳細については、今後、市の広報物やホームページ等で、お知らせします。

販売時期は？

2月中旬頃、販売
開始予定です。

●製品プラスチックについては、3面をご覧ください。

指定収集袋の出し方(燃やすごみ・燃えないごみ)

基本の出し方(袋に入れる)

袋からはみ出さないよう、
しっかり
結んでください。

※袋はサンプルです。



40Lの袋に入らない場合

40L相当分の袋を貼りつけて出してください。



(1辺がおおむね50センチ未満のもの)
※ファンヒーターや電子レンジ等

50cm以上でもクリーンステーションに出せる品目の出し方

●座布団・枕・スポンジマット類、 せともの(食器)、フライパン

袋に入れて出してください(基本の出し方)。

- ◆自由に形が変わるものは、折りたたんだりして袋の口を閉じてください。
- ◆40Lの袋に入らない場合は、粗大ごみになります。

●風呂のふた(板状)、三輪車

40L相当分の袋を
貼りつけて出してください。



結びつける

巻きつけて、テープで留める

●傘・空気入れ・スキーストック・すだれ・杖・ バット・ほうき・モップ・ラケット・風呂のふた (ジャバラ式)、ゴルフクラブ※

棒状のものは、巻いたり、結ぶことができる
大きさの袋を使って出してください。

- ◆複数品目を同時に排出する場合、まとめて巻きつけてもかまいません。(燃やすごみと燃えないごみは、まとめて出せません。)
- ◆巻ききれぬ大きさの袋を使ってください。
例:傘1本 ▶ 5Lの袋 風呂のふた(ジャバラ式) ▶ 20Lの袋



※ゴルフクラブについては、1回につき3本まで。
4本以上は粗大ごみとなります。

収集できない出し方の例(ダメな出し方)



袋からはみ出ている



袋が巻ききれていない



40L相当分の袋を貼っていない

(例)
※20Lの袋を
1枚貼りつ
けている

減免となるごみは?

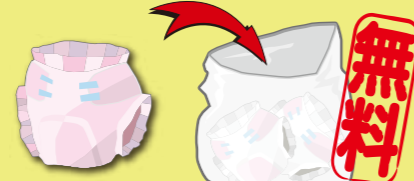
育児・介護用等の紙おむつ(ペット用を除く)、
公共道路などの地域清掃によるごみは、
今までどおり無料で収集します。

また、以下の世帯が減免対象となります
(年間一定枚数を配布します)。

- ①生活保護受給世帯
- ②児童扶養手当受給世帯
- ③特別児童扶養手当受給世帯
- ④ひとり親家庭等医療費助成受給世帯

※詳細については、今後、市の広報物やホームページ等で、お知らせします。

紙おむつ(ペット用を除く)



- 透明・半透明の袋に入れて出してください(45L相当まで)。
- 紙おむつ以外を入れた場合、収集されませんのでご注意ください。

道路などの 地域清掃によるごみ

●透明・半透明のポリ袋に入れて、「清掃ごみ」と書いて出してください(45L相当まで)。



製品プラスチックとは?

燃やすごみとして出していた製品プラスチックを、資源物として無料で収集します。

「容器包装プラスチック」以外のプラスチック製品のうち、PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)のどちらか単一素材で出来ている製品が対象です(1辺の長さが、おおむね50センチ未満まで。50センチ以上のものは粗大ごみです)。

※一部でも金属・ゴムなどが含まれているものやビニールタン・塩ビパイプ等の建設資材・ビニールシート等は対象外です。

出し方は?

- ◆大きいものは、そのまま出してください。
- ◆小さいものは、透明・半透明の袋に入れて出してください(45L相当まで)。

収集日は?

- ◆収集日は月1回です(無料収集品目)。

見分け方

商品としてお店で販売されているプラスチック製品で、製品の底や裏面にPP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)と記載されているものが対象です。

商品の裏面・底(記載例)

ポリプロピレン

PP

ポリエチレン

PE

製品プラスチック(例)

主な対象品目は、次の18品目です。



間違いやすいもの

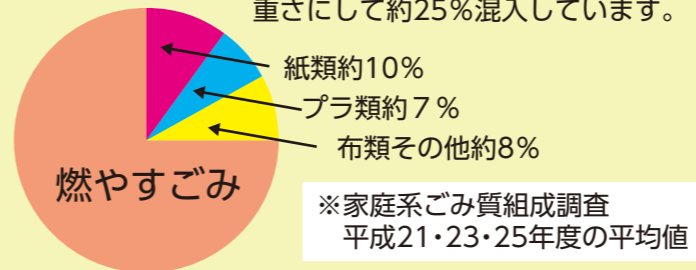
プラマークと一緒に記載されている場合は、容器包装プラスチックに分類してください。



ご家庭でできるごみ減量

●分別にご協力ください

燃やすごみには、分別できる資源物が、重さにして約25%混入しています。



●生ごみ処理機をご活用ください

ごみを減量するための施策として、生ごみ処理機の普及を目指し、購入の際に助成を行っています。
【直接販売制度】非電動型の一部の機種は、市の窓口で、市販価格の1割程度で購入できます。

問い合わせ先 資源循環課 61-3396

電動型 75%助成
非電動型 90%助成
(上限は4万円までです)

